

仙台市教育委員会訓令第五号

仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市教育委員会
教育長 天 野 元

仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令

仙台市教育委員会職員賞罰審査委員会規程（昭和五十五年仙台市教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(組織)</p> <p>第二条 委員会は、委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長は、副教育長をもって充てる。</p> <p>3 委員は、理事、次長、<u>総務企画部長、教育人事部長、教育人事部長参事、学校教育推進部長、学校教育支援部長、生涯学習部長、教育人事部主任課長及び教育人事部教職員課長</u>をもって充てる。</p> <p>[第三条～第九条 略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 委員会の庶務は、議案に応じ、<u>教育人事部主任課</u>又は<u>教育人事部教職員課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 委員会は、委員長及び委員で組織する。</p> <p>2 委員長は、副教育長 (<u>副教育長の職にある者が二名以上ある場合にあつては、教育長が指定する者</u>) をもって充てる。</p> <p>3 委員は、<u>副教育長 (前項の規定により委員長に充てられた副教育長を除く。)</u>、理事、次長、<u>部長、総務人事部長参事、総務人事部主任課長及び総務人事部教職員課長</u>をもって充てる。</p> <p>[第三条～第九条 略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第十条 委員会の庶務は、議案に応じ、<u>総務人事部主任課</u>又は<u>総務人事部教職員課</u>において処理する。</p>

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(教育局教育人事部主任課)